

中小企業基盤整備機構が整備した仮設施設の 使用期限の延長を求める意見書

東日本大震災から4年9か月が経過しましたが、まだまだ多くの中小商工業者が仮設店舗等での営業を余儀なくされています。この地域で、一日も早く生業を取り戻し、地域への貢献をしようと日々努力を重ねています。

店舗及び事業所の本格再開は、働く場の確保を初め、地域経済に及ぼす影響が非常に大きく、今後、被災地域において継続的な生活を営んでいく上で欠くことのできないものであります。

中小企業基盤整備機構が整備した仮設施設は、その使用期間が使用開始から5年間との定めがあり、最初の使用開始者は来年10月にはその使用期限を迎えることとなります。この5年間のうちに本設をとの配慮をいただいて今日まで来ていますが、被災地は、復旧から復興へとその歩みを進めておりますが、大きな規模で市街地が被災した本市を初め、復興作業を続けている市町村では、土地のかさ上げ作業が続いているなど、事業を本格展開する予定地さえ、未だ区画整理事業工事等の途中で、その完成は平成31年度となり、その後、土地の引き渡しが行われる予定となっているため、建物の建設にはまだまだ期間を要するのが現状です。

この間、別の仮設施設で営業を行うにも、什器備品の移転や店舗・事業所の内装などに費用が掛かることなど、既に二重ローン等で苦しんでいる事業者も多いことから、これら費用の上乗せは事業の本格再開に大きな支障となります。

については、被災地の事業者が円滑に事業の本格再開を果たせるよう使用期限の延長等、柔軟な施策の対応が求められますことから、下記の項目について強く求めます。

記

- 1 中小企業基盤整備機構が整備した仮設施設の使用期限の延長を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成27年12月16日

岩手県陸前高田市議会